

4 公害のない安全で安心できる愛知づくり（安全・安心）

ア 第3次計画策定時の考え方等

- 県民が安全で安心して暮らせる社会の構築は、環境政策の基本であり、大気、水質等の環境改善対策については、引き続き着実に実施していくことが必要とされた。
- 沿道における大気汚染や油ヶ淵の水質汚濁など、局地的・地域的な課題が残されており、地域の実情に応じた一層の対策を講じることが必要とされた。
- 本県では、東海・東南海地震の発生が懸念されており、被災に伴う大量のがれきの発生、粉じんの飛散、有害物質の流出など、予測される環境汚染に対して適切な対応ができる体制づくりが必要とされた。
- 県民の安全・安心を脅かす新たな環境問題が発生した場合には、人の健康を第一に考え、環境への影響を最小限にとどめる適切かつ迅速な対応が必要とされた。

イ これまでの主な取組状況

(1) 健康で安全な暮らしができる大気環境の確保

- ・ 幹線道路沿道における二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境基準の達成・維持のため、自動車NOx・PM法の対策地域において運行する車両を対象として、車種規制非適合車の使用抑制の促進に向け、平成22年8月、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」を、名古屋市及び岡崎市とともに制定

(2) 快適な暮らしができる水環境・地盤環境の確保

- ・ 三河湾を含む伊勢湾の水質改善に向け、総合的・計画的に汚濁負荷量の削減を進めるため、平成24年2月、水質汚濁防止法に基づき第7次となる「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」を策定するとともに、総量規制基準を設定
- ・ 平成22年3月、県民の生活環境の保全等に関する条例の一部を改正し、特定有害物質等を取り扱っていた事業所の廃止時における土壌・地下水汚染等の調査の義務化などを規定

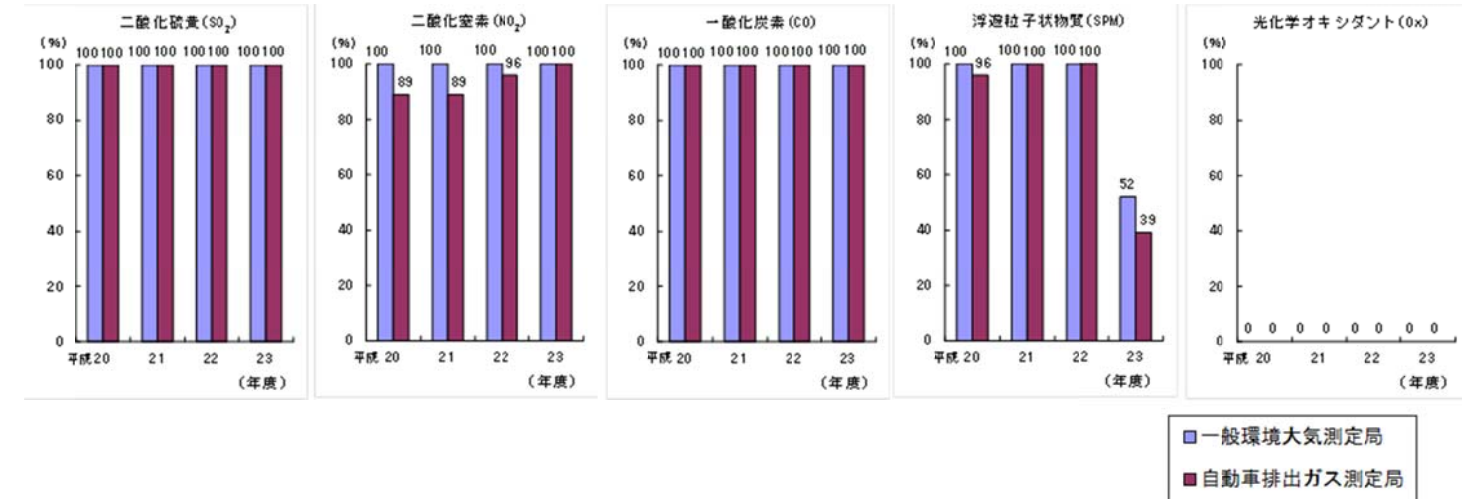
(3) 着実な未然防止・救済対策と基盤事業の実施

- ・ 平成24年7月、愛知県環境影響評価条例の一部を改正し、計画段階環境配慮書の手続の創設や環境影響評価方法書等のインターネットの利用等による公表の義務化、方法書説明会の開催の義務化等を規定
- ・ 三河湾や油ヶ淵の水質など、依然として環境基準を達成していない状況があることから、引き続き総合的・計画的に公害防止施策を講じていくため、平成24年3月、平成23年度から32年度までを計画期間とする愛知地域公害防止計画を策定

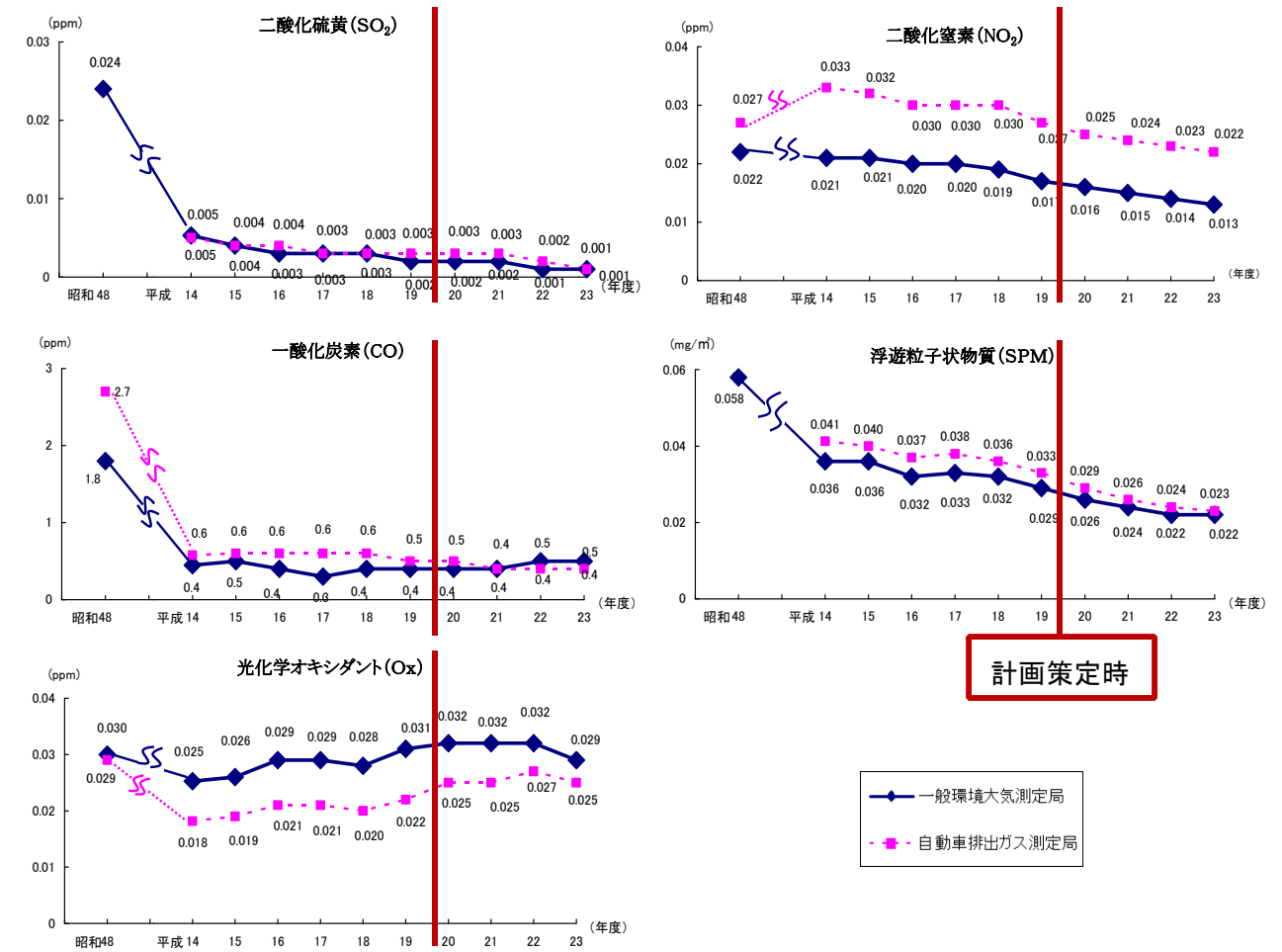
(4) 災害発生時の環境汚染防止対策の体制づくり

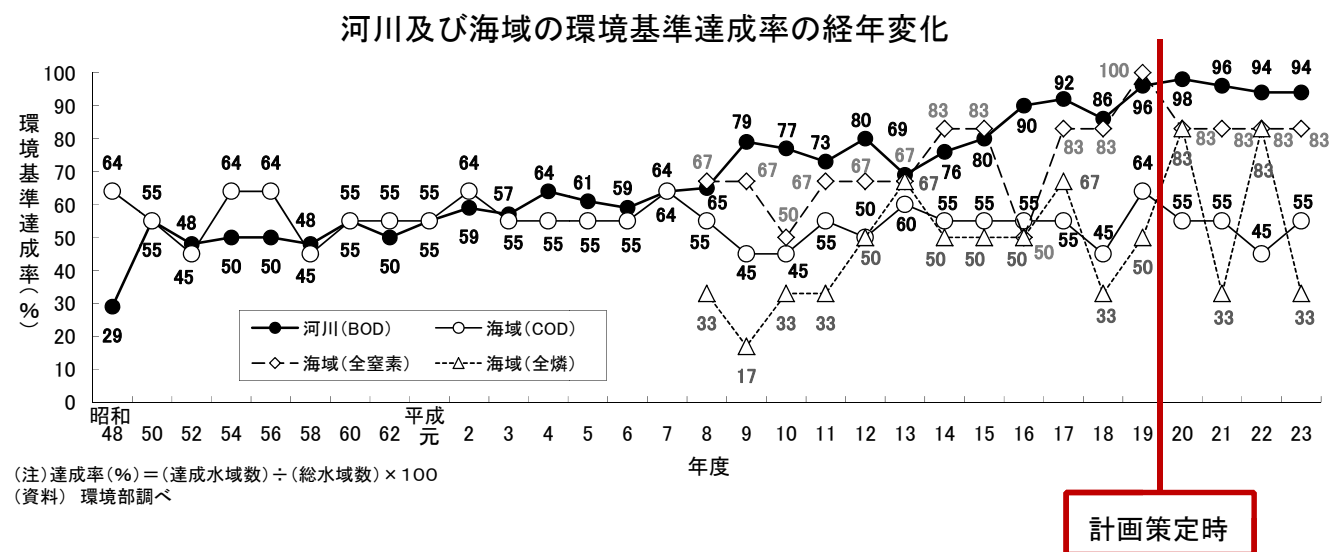
- ・ 災害時における大気汚染、水質汚濁等の調査に備えるため、平成23年3月、民間環境計量証明事業者の団体である社団法人愛知県環境測定分析協会及び愛知県特定計量証明事業者協会と「災害時における化学物質等の調査に関する協定」を締結
- ・ 環境中の放射能の状況については、これまでも測定を行ってきたが、東日本大震災以降は、監視体制を強化して測定を実施

大気汚染に係る環境基準達成率の経年変化

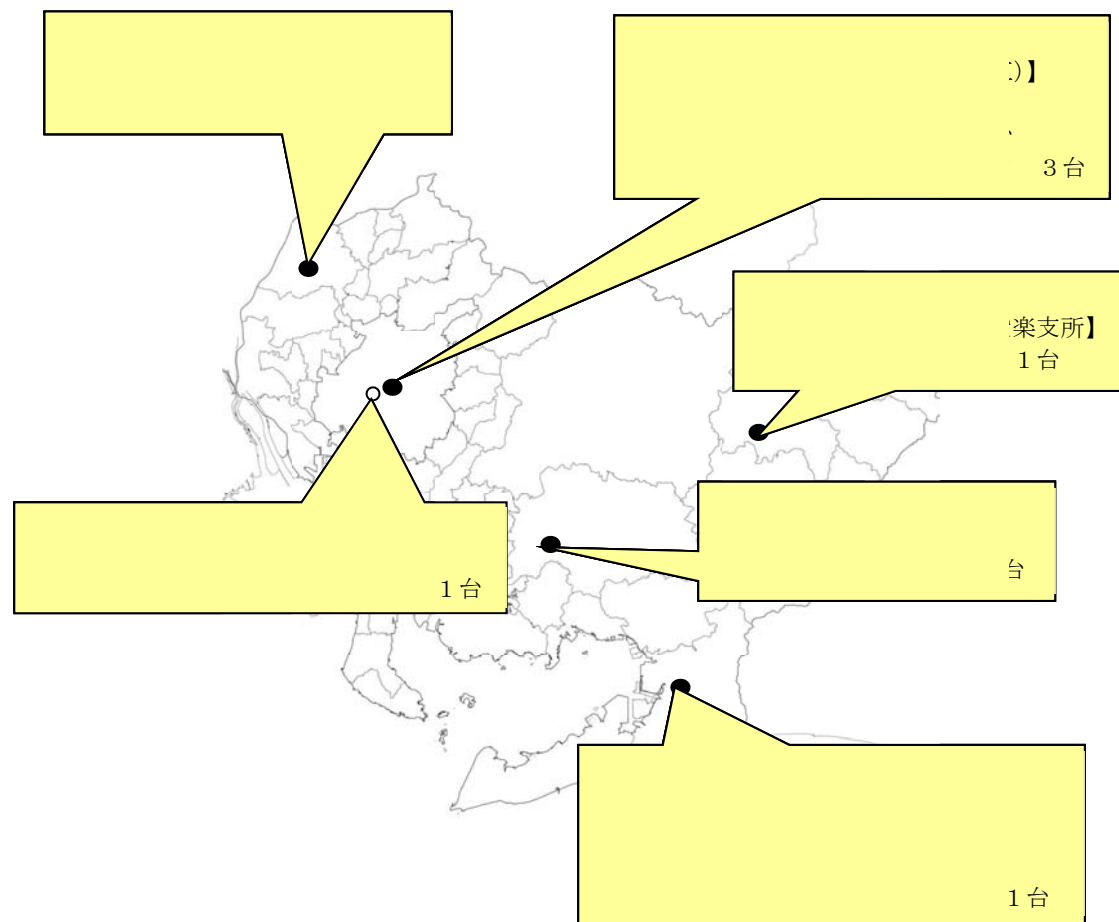


環境基準が定められている常時監視物質の年平均値の経年変化





県内の放射能監視体制



ウ 数値目標の達成状況

項目	計画策定時	目標	実施状況			
			20年度	21年度	22年度	23年度
二酸化窒素、浮遊粒子状物質に係る環境基準 ※括弧内は自動車排出ガス測定局	NO ₂ : 100% (89%) SPM : 97% (93%) (18年度)	すべての地点での環境基準の達成 (22年度)	NO ₂ : 100% (89%) SPM : 100% (96%)	NO ₂ : 100% (89%) SPM : 100% (100%)	NO ₂ : 100% (96%) SPM : 100% (100%)	NO ₂ : 100% (100%) SPM : 52% (39%)
COD負荷量、窒素含有量負荷量、りん含有量負荷量の削減	COD : 104トン/日 窒素 : 70トン/日 りん : 6.1トン/日 (16年度)	COD : 93トン/日 窒素 : 66トン/日 りん : 5.4トン/日 (21年度)	—※	COD : 90トン/日 窒素 : 63トン/日 りん : 5.0トン/日	—※	—※
ダイオキシン類に係る環境基準	大気 : 100% 公共用水域水質 : 93% 底質 : 100% 地下水 : 100% 土壌 : 100% (18年度)	すべての地点での環境基準の達成 (速やかに)	大気 : 100% 公共用水域水質 : 100% 底質 : 100% 地下水 : 100% 土壌 : 100%	大気 : 100% 公共用水域水質 : 100% 底質 : 100% 地下水 : 100% 土壌 : 100%	大気 : 100% 公共用水域水質 : 90% 底質 : 100% 地下水 : 100% 土壌 : 100%	大気 : 100% 公共用水域水質 : 98% 底質 : 100% 地下水 : 100% 土壌 : 100%
PCB廃棄物の処理	4.2% (17年度)	全量処理 (28年度)	35.0%	47.1%	55.7%	64.1%
市町村における「災害廃棄物処理計画」の策定	20市町村 (19年7月)	すべての市町村で策定 (速やかに)	36市町村 (H21.6)	36市町村 (H21.6)	41市町村 (H23.4)	43市町村 (H24.4)

※COD負荷量、窒素含有量負荷量、りん含有量負荷量の算定は5年毎

エ 計画期間における本県を巡る動き

- 本県においては、大気汚染防止法や水質汚濁防止法の各種法令の適切な運用や条例による独自の規制、各種計画による総合的な施策の推進など、大気、水質等の環境改善に向けた対策を実施してきた結果、多くの環境項目で改善の方向性が見られるに至った。
- しかしながら、主要幹線道路沿道における大気汚染や県内唯一の天然湖沼である油ヶ淵の水質汚濁等の局地的・地域的な課題や、伊勢湾・三河湾の水質汚濁の課題は、依然として残されている。また、平成21年9月、微小粒子状物質 (PM2.5) の環境基準が新たに設定され、その常時監視を開始した平成23年度は4測定局のすべてで環境基準を達成しなかった。これらの残された課題の解決に向け、さらなる取組を進めることとしている。
- また、一部の事業者によるばい煙や排水の測定データの改ざんが明らかになるなど、企業に対する社会的信頼を大きく損なわせる事案も散見されるようになっていることから、引き続き事業者に対する指導・監視を徹底していくこととしている。